

別荘地のきまり

「姫木平・りんどうの郷」別荘地の美しく、豊かな自然の中、四季を通じて、快適な別荘ライフをお過ごしいただけるよう、この「別荘地のきまり」を遵守してください。「姫木平・りんどうの郷」別荘地のよりよい発展と良好な環境維持のため、皆様のご協力をお願いいたします。また、この「別荘地のきまり」は第三者が利用する場合にも徹底させてください。

1 路上駐車について

路上駐車により、接触事故・脱輪事故・緊急車両の通行の妨げ・除雪作業の妨げなど、様々な支障の原因となりますので、迷惑のかかるような路上駐車は行わないでください。特に、除雪作業は昼夜を問わず行うため、夜間来荘の際も除雪に支障がでるような路上駐車は行わないでください。

2 ゴミ処理について

- (1) ゴミの減量化にご協力ください。
- (2) 行政指導により定められた方法でゴミを分別し、町指定袋により区画番号と氏名を記入のうえ、指定された別荘地内のゴミステーションに持ち込んでください。ゴミの分別表は姫木の森管理センターにご覧いただけます。
- (3) 粗大ゴミは、ゴミステーションには持込まず、姫木の森管理センターにご相談ください。
- (4) ゴミの埋設は、絶対に行わないでください。
- (5) 不法投棄は法律で罰せられます。
- (6) タバコ・ゴミのポイ捨てはしないでください。

3 近隣への配慮について

- (1) 別荘地内及び宅内での、カラオケ、打ち上げ花火、楽器・バイクや車の空ふかし等大きな音のでる行為はご遠慮ください。
- (2) 野焼きは法律で原則禁止となっています。
- (3) 火災予防・景観保持のため、少なくとも年1回は、敷地内の除草を行うよう心がけてください。
- (4) 樹木は成長し、枝葉が隣地へ侵入し、危害を与えることもありますので普段より敷地内の立木等には十分注意してください。万一隣地へ侵入した枝葉等は、迷惑がかからないよう除去を行なってください。
- (5) ブルーシートを使用した、倉庫や小屋・囲い等は、景観上あまり好ましくないため、長期間の使用にならないように、ご配慮をお願い致します。一時的にご使用の場合でもブルーシートはさげ、オリーブドラブ（国防色）をおすすめいたします。
- (6) 洗濯物や布団などを干す場合は、通行人や近隣の方の目に付きにくい場所に干すなどのご配慮をお願い致します。

4

ペットのマナーについて

- (1) ペットの放し飼いは絶対に止めてください。
他のオーナー様の敷地に侵入し、迷惑をかけるだけでなく、他人への危害の恐れがあります。またペット自体苦手な方も多数居られる事を忘れないようにしましょう。
- (2) ペットのふんは飼主が責任を持って、処理してください。
- (3) ペットの鳴声は意外と遠くまで響くものです。別荘地の静かな環境を維持し、近隣の方への迷惑とならないよう十分に注意しましょう。

5

別荘地に生息する動植物との共存について

- (1) シカ・きつね・うさぎ等が道路に飛び出す場合があります。
車の速度は控えめにお願いします。
- (2) 山菜・きのこ類は根絶しないように適量の採取としてください。また他のオーナー様の敷地内に立入り、採取することは止めてください。

6

その他

- (1) 区画番号プレートはわかり易い場所に設置してください。
- (2) 別荘への郵便物・配送物には、必ず区画番号を記入してください。
- (3) 危険防止のため、未舗装道路での車両走行は、時速20km以下とするよう心がけましょう。
- (4) 緊急時の対応の為、必ず連絡の取れる連絡先を、姫木の森別荘地管理センターにお届け下さい。
- (5) 別に定められた「別荘地管理規定」及び「別荘地建築工事規定」を遵守ください。
- (6) 別荘内での楽器演奏は意外と遠くまで聞こえています。周囲の迷惑にならないよう注意してください。
- (7) その他ご不明な点は、姫木の森別荘地管理センターまでお問合せください。